

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：27103

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25380136

研究課題名（和文）現代韓国における戸主制の廃止と「性差」の法的構造の変容に関する実証的研究

研究課題名（英文）Study on Abolition of the Household System and Transformation of Legal Structure of "Gender Difference" in Contemporary Korea

研究代表者

岡 克彦（Oka, Katsuhiko）

福岡女子大学・国際文理学部・教授

研究者番号：90281774

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、2008年に韓国の民法で戸主制が廃止されたことに着目し、韓国の儒教的な家族制度がどのように変容しているのかを分析することにより、韓国社会の男女の「性差」に関する法的構造を実証的に解明するところにその目的がある。2005年に韓国の国会で戸主制の廃止が決定された。注目すべきは、家族制度において戸主制と一体関係にあった「戸籍制度」も撤廃されたことである。これに代わって、「家」単位ではなく、個人単位で登録する「家族関係登録制」が導入された。この研究は、旧制度を廃しつつ、新しい家族制度へと改革されていく韓国の法制だけでなく、社会的な要因にも分け入って法的解明を試みている点にその特徴がある。

研究成果の概要（英文）：This research aims to empirically clarify the legal structure concerning "gender differences" between men and women in Korean society, focusing on the abolition of the household system in Korean civil law in 2008. In 2005, the Korean National Assembly decided to abolish the household system. It should be noted that the family register system, which had been united with the household system in the family system, was also abolished. Instead, "Family Relations Registration System" to register on an individual unit rather than a family unit was introduced. The characteristic of this research is that it attempts to elucidate the social factors of the Korean legislation that has been transformed into a new family system.

研究分野：比較憲法学、アジア法学

キーワード：ジェンダー 韓国社会 戸主制 性差 儒教的家族 近代家族モデル

1. 研究開始当初の背景

本研究の主題たる韓国の「戸主制」は、日本の植民地期に日本式のそれと朝鮮の儒教的な家族制度たる「宗法制」を共に法的に融合させることで、建国後、現代にリニューアルされ、維持されてきた制度である。ところが、2005年に戸主制は国会でその廃止が決定された。注目すべきことは、韓国の家族制度で戸主制と一体関係にあった「戸籍制度」も撤廃されたことであった。これに代わって「家」単位ではなく、個人単位で登録する「家族関係登録制度」が導入された。

韓国における近代国民国家の形成は、国づくりと共に、「近代家族モデル」も創出されたところにその特徴がある。というのは、韓国の国民は、個人ではなく「近代家族」の創出を通して形づくられたからである。とりわけ、朝鮮時代にあった身分登録制度の名称は「戸籍」であり、日本の植民地期以降も同一名称の制度が存在していたことから、近代前の制度とそれ以降のものとの制度的な差異が今まであまり明確ではなかった。むしろ、現在の戸籍制度をはじめ、韓国の戸主制は、過去の伝統を引き継いでいることを強調するあまりに、その制度に内在する「近代性」を見えにくくしている。本研究では、両者の制度的な違いを導き出す手がかりとして、近代以降の戸主制の性質である「近代性」と「植民地性」に着目しつつ、韓国における「近代家族」の問題を考察する。

2. 研究の目的

本研究は、2008年に韓国の民法で戸主制が廃止されたことに着目し、韓国の儒教的な家族制度がどのように変容しているのかを分析することにより、韓国の戸主制の形成過程で生み出された「国民」の創出に不可欠であった「近代家族」の問題を明らかにするとともにその目的がある。この目的の解明は、同時に韓国社会の男女の「性差」に関する法的構造を析出することにもつながる。

3. 研究の方法

本研究は、現地韓国でのフィールドワークを中心として、国民登録のひとつである「戸籍」がいかなる経緯で植民地朝鮮に導入されたのか、さらに、この制度が廃止に至った経緯とその要因に焦点を当てて一次史料および現地の関連論文などを調査・収集する方法を採っている（**法社会学的方法**）。

4. 研究成果

（1）韓国でいう近代家族の「近代性」とは？

日本の近代家族論と比較した場合、韓国では常にといっていいほどに「植民地近代」と

どのように向き合うのか、という課題が伴うことである。これは家族制度に限られたところではない。ただし、家族制度そのものが植民地朝鮮の社会システムの中核をなしていたことから、家族制度の「近代性」を考察することは、直ちに日本のよる植民地体制の本質を直視せざるを得ない。この本質を考察する上で最も適切な対象が韓国の「戸主制」である。本研究は、この戸主制から家族の「近代性」について法的な分析を試みている。

「戸主制」や後述で頻繁に出てくる「戸籍」ということばは元々、朝鮮半島にも古くからあった。同一名称の制度もすでに存在していた。それゆえに、近代前の制度とそれ以降のものとはまったく同じ制度であるとの認識が韓国内では支配的であった。問題は、現代の戸主制や戸籍が極めて日本式の近代的なシステムにもかかわらず、「朝鮮伝来の伝統性」を強調することにより、この制度に含まれている「近代性」や「植民地性」といった性質が長く韓国で覆い隠されていた。では、韓国の家族制度にある近代性や植民地性とは、一体、何であろうか。

（2）国民国家の単位としての「近代家族」

日本の明治国家は、近代国家の形成で民衆を「国民化」するのに個人単位ではなく、家族に着目して、国民統合のポイントを家族という団体に置いた。国民の創出に不可欠だったのが「家」という家族団体であった。西川祐子のいうように、近代国家の基礎単位は、個人ではなく、まさに家族だった（西川祐子：JUSTITIA2号1991,113頁）。これが特異な日本の近代国家の始まりだった。

この明治国家の方式が、ほぼそのまま植民地朝鮮にも適用された。朝鮮総督府は、現地の住民を「家」という家族単位で国民登録を行い、管理しようとした。しかも、「家」制度に盛り込まれる家族実体法は、現地の家族「慣習」に依拠した結果、「家」は、先祖祭祀を主宰する宗孫に準ずる役割を「戸主」が担い、その父系血族を軸とする直系家族を韓国の「近代家族モデル」の原型とした。家があたかも朝鮮の宗法制による擬似宗族団体と化した。

一旦、現地に定着した朝鮮式の家制度は、総督府の意図とは裏腹に日本式の家督制度に変えるのはほぼ不可能に近かった。1939年に導入しようとした「創氏改名」ではあった。それぞれの家を個別の氏にさせる予定が、同族一門にある数百にもおよぶ「家」の構成員全員が一斉に同じ氏を称するケースが多発し、父系血族の結集を強めることになった（吉川美華：アジア文化研究所研究年報49号2014,49頁）。韓国の宗族集団にある血族の慣性力の強

鞏さを垣間見るようだ。日本の家制度の導入が皮肉にも朝鮮の宗法制を近代家族モデルへと理念化させる契機になった。

（3）独立後の「近代家族」の持続と強化

韓国では、1948年8月に建国した後、他律的なかたちで植民地期の近代家族モデルが持続した。朝鮮戦争後、政府はより積極的に家制度を柱とする戸主制を家族法に導入しようとした。それが、民法および戸籍法の制定であった。本来、「家」は、法律にもとづいて戸籍簿上に記載されるべき人々で構成される無機質で、かつ擬制的な家族団体に過ぎない。にもかかわらず、韓国では、家制度にある法技術的な性質を覆い隠すかのように、儒教的な家族伝統の理念でもって家制度を装飾しようとした。植民地期のモデルと同様に、祖霊祭祀を主宰する役割を「戸主」に担わせ、その地位を直系男子の卑属、特に長男に引き継がせる祭祀相続を戸主相続の主な内容とした（民法996条）。さらに、宗法制の「異姓不養の原則」や「同姓同本禁婚制」などを法制化した（民法877条2項、809条1項）。

その一方で、現代の資本主義による国民経済の一翼を担うべく「家」の団体に家産制度を設けて消費主体としての新たな役割が「家」に付与された。また、民法制定時の60年代では、すでに家族形態が核家族化し、それぞれの家族が父系血族から分離・独立する傾向にあった。家制度は、現代家族と伝統的な血族とのつながりを媒介させる機能を有していた。

民法で定式化された「家」は、このように伝統的な機能と現代的な機能とが融合した複合的な性質を有した家族団体である。韓国の伝統的な宗法制は、近代の日本式家制度で新たな「儒教伝統」でリメイクされることにより、その役割を現代化させていった。

（4）「差別」の装置たる戸籍制度

しかし、他方で、法律で国民の家族のあり方を一方的に規律することは、戸主制と制度的に一体関係をなしている戸籍制度と共に韓国社会に様々な問題を誘発した。戸籍は、家族関係の変動を精密に記録させて、その事実の正確さが担保され、その公示の信頼性が高められる。それは、あたかも父系血族の系譜を示した族譜のように実際の家族や血族を映し出しているとの「戸籍意識」を国民に醸成させる。と同時に、人々の間に家族に対する差別意識を生み出す装置でもある。事実婚、母子、父子家庭のひとり親家族に対する偏見、婚外子や養子への差別など、家族に関わる差別意識は、戸籍制度を通して再生産されていった。戸籍は、いわば国民のなかから「欠損家族」を割り出す検索機能を有してい

た。韓国の家族法は、このように権利保護機能が脆弱で、近代家族モデルで国民の家族をコントロールしようとする家族統制機能が著しく強いのである。

今、グローバル化している現代の韓国社会では、「家」という一元的な家族制度の枠では収まりきれいほどに「多様」な家族形態や個人のあり方が現れている。こうした家族や個人を法的に保護の対象とするためには、「家」という法的枠組みがむしろ制度的な足かせになっていた。

（5）戸主制の廃止に伴う「近代家族」の衰退

韓国で戸主制が廃止されたのは、日本よりも相当に遅く2008年1月であった。廃止のされ方は、両国で大きく異なる。家制度を撤廃しつつも、日本では身分登録制として戸籍制度を温存させた。一方、韓国は、それを廃止させ、それに代えて「家族関係登録制度」を導入した。これは、戸籍のような家族単位を廃して、個人単位で登録する方式である。その特徴は、国民のあるべき家族像を法律で定式化して一元的な「近代家族モデル」を創出するという従来の方式そのものを撤廃させたことである。日本では、戸籍制度を維持することでなおこのモデルにとらわれている。戸籍が廃止に至った要因は、2008年2月に憲法裁判所で戸主制に対する違憲決定を下したところにある。その決定理由は、近代家族モデルが国民の多様な家族のあり方を法的に束縛しており、憲法の原則に反している点にある。

このモデル廃止の効果は、韓国の家族にある程度の影響を与えた。同じころの2006年5月にトランスジェンダーによる法的な性別変更の申請について大法院は、その変更を許可した。戸主制の廃止は、男女の差別を是正しただけでなく、この社会を法的に長く縛り続けきた男女という区別の固定性を相対化させた。「性別」という法的な箍が一旦、外されれば、男女の区別を動的に変動させる地平が新たなるに開かれてくる。この視点は、トランスジェンダーによる性別の変更を可能にする法的な前提にもなった。

（6）現代家族を取り巻く「近代家族」イデオロギーからの呪縛

けれども、トランスジェンダーによる性別変更が可能になったとはいえ、法院の立場はその成立をできる限り抑制させようとしている。日本の場合と同じく、本人が婚姻中であつたり、未成年の子どもがいる場合、その変更を認めていない。というのは、事実上の同性婚を法的に容認する結果になったり、国民登録上の親子の続柄で同じ性の親が二人に偏るような表記がなされたりと、家族法秩

序に混乱が生じることを主な理由としているからである。これは、戸主制が制度的に廃止されたとしても、戸籍以来、家族は異性愛で結ばれる男女の夫婦で構成されるべきだとの「近代家族」イデオロギーからいまだに自由ではないことを示している。

2000年以降、若い男女の婚姻率が低下し、結婚しながらない若者が増えている（三放棄世代）。これと並行して、子どもの出生率が著しく低くなっていることが社会で懸念されている。いわゆる、深刻な少子化現象である。その社会的要因は様々な研究分野で指摘されている。法的な要因からすると、近代家族の法形式である「法律婚」の制度的な硬直さに対する未婚者の抵抗感や違和感が、事実婚を含めた「結婚」への回避を生み出し、独身者の増加を招き、結果として必然的に生じる出生率の低下への連鎖につながっている。とりわけ、子どもの年間の出生数全体に占める婚外子の割合が、日本と同様に低い。このことは、社会で起こっている婚外子差別の問題とともに、旧法たる戸籍法以来、家族法による法律婚への圧力の大きさを物語るものである。

（7）最後に

以上、韓国で家制度が廃止されることで、制度的には「近代家族」の概念が消滅したことにはなっている。しかし、100年近くも韓国の家族たちを縛り続けてきた「近代家族モデル」はまるで呪縛のごとく、現代の家族問題に強い影響を及ぼしている。その原因は、法規範でもってそのモデルが一元的に理念化され、その拘束力が個々の家族だけでなく、社会全般にまで及ぼしてきたところにある。しかも、社会を縛る法の力は、歴史という長い時間をかけて持続されてきた。その根深さは、たとえば、すでに見たように、今なお性的マイノリティを中心とした人々が家族を構成しようとしたときにその障壁となって現れている。ただし、日本とは異なって、2008年に家制度だけでなく、戸籍制度そのものが廃止されたことは、「近代家族モデル」の法的な拘束力がなくなったことにより、ある程度の時間的な経過を要するとしても、徐々にではあるが、その観念が社会で弱められる可能性が出てきたことを意味する。韓国の事例は、日本の戸籍制度のあり方を見直す契機にあるであろう。

こうした研究成果は、下記の成果リストのうち、とりわけ岡克彦（単著）『「家族」という韓国の装置 - 血縁社会の法的なメカニズムとその変化』（三省堂、2017年）として主に著している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文等〕(計4件)

岡克彦「韓国における性転換と性差基準の法的模索 性的マイノリティでの人権保障の一局面」国際社会研究3号(福岡女子大学、2014年)査読有57-80頁。

岡克彦「性同一性障害による韓国の性別秩序の法的変容に関する一考察 - 『積極司法』による性的マイノリティの人権救済のあり方をめぐって」ジェンダーと法11号(ジェンダー法学会、2014年)査読有134-153頁。

岡克彦「大韓民国の建国過程における『立憲主義』の特質 権威主義体制の出現と憲法規範」新しい歴史学のために287号(京都民科歴史部会、2015年)査読無3-19頁。

岡克彦「トランスジェンダーをめぐる韓国の性別秩序の法的課題と『積極司法』のあり方 性的マイノリティを取り巻く法的環境の一局面」比較法研究78号(比較法学会、2017年)査読無257-267頁。

〔学会発表等〕(計8件)

岡克彦「性同一性障害による韓国の性別秩序の法的変容に関する一考察 - 『積極司法』による人権救済のあり方をめぐって」ジェンダー法学会第11回学術大会(於：宮崎公立大学)2013年12月8日。

岡克彦「韓国の性同一性障がいにおける法的地位の問題」専修大学法学ワークショップ(於：専修大学)2014年4月19日。

岡克彦「戸主制をめぐる韓国の家族法」体制転換と法研究会(於：北海道大学法学部)2015年7月25日。

岡克彦「トランスジェンダーからみた韓国の性別秩序の特徴とその法的課題」体制転換と法研究会(於：北海道大学法学部)2016年5月28日。

岡克彦「『トランスジェンダー』をめぐる韓国の性別秩序の法的特徴とその実態 『徴兵制』と性的マイノリティ」比較法学会第79回総会、ミニシンポジウム報告(於：関西学院大学)2016年6月4日。

岡克彦「北朝鮮法における司法制度の特徴 一著書『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』(2016年3月)に即して」第10回韓・朝鮮半島と法研究会(於：専修大学)2016年6月18日。

岡克彦「韓国の裁判制度における『司法の政治化』という現象」専修大学法学研究所主催・公開シンポジウム「韓国の法と社会・歴史」(於：専修大学)2017年2月4日。

岡克彦「韓国の街頭民主主義に依拠した『市民的正義』と司法の政治化現象」『5・

18 民主化運動等に関する特別法』に対する合憲決定を素材として」九州国際大学韓国研究会主催ワークショップ「韓国民主化 30 年を考える」(於：九州国際大学) 2017 年 3 月 2 日。

〔図書〕(計 4 件)

岡克彦(単著)『「家族」という韓国の装置 - 血縁社会の法的なメカニズムとその変化』(三省堂、2017 年)総 248 + xxi 頁。

奥田安弘 = 岡克彦 = 姜成賢(共著)『韓国国籍法の逐条解説』(明石書店、2014 年)総 222 頁。

初宿正典ほか編(共著)『新解説・世界憲法集〔第 3 版〕』(三省堂、2014 年)総 440 頁(391-428 頁)。

松村良之ほか編著(監訳)『日本人から見た裁判員制度』(勁草書房、2015 年)総 301 頁(207-217 頁)。

6 . 研究組織

研究代表者

岡 克彦 (OKA KATSUHIKO)

福岡女子大学・国際文理学部・教授

研究者番号：90281774